

予防接種法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄）（本則関係）	1
○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第三百七十七号）（抄）（附則第三条関係）	12

○ 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行								
<p>（政令で定めるB類疾病）</p> <p>第二条 法第二条第三項第三号の政令で定める疾病は、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第二条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症（次条において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）とする。</p> <p>（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）</p> <p>第三条 法第五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第十六号）附則第三条第一項（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症にあつては、当該疾病にかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>疾 病</th> <th>予 防 接 種 の 対 象 者</th> </tr> <tr> <td>H i b 感染症 (略)</td> <td>生後二月から、生後九月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生</td> </tr> </table>		疾 病	予 防 接 種 の 対 象 者	H i b 感染症 (略)	生後二月から、生後九月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生	<p>（政令で定めるB類疾病）</p> <p>第二条 法第二条第三項第三号の政令で定める疾病は、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）とする。</p> <p>（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）</p> <p>第三条 法第五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第十六号）附則第三条第一項（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>疾 病</th> <th>予 防 接 種 の 対 象 者</th> </tr> <tr> <td>H i b 感染症 (略)</td> <td>生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者</td> </tr> </table>	疾 病	予 防 接 種 の 対 象 者	H i b 感染症 (略)	生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
疾 病	予 防 接 種 の 対 象 者									
H i b 感染症 (略)	生後二月から、生後九月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生									
疾 病	予 防 接 種 の 対 象 者									
H i b 感染症 (略)	生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者									

	生労働省令で定める月に至るまでの間にあ る者
肺炎球菌感染症 (略)	(略)
新型コロナウイルス感 染症	一 六十五歳の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて 、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障 害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫 の機能の障害を有するものとして厚生労 働省令で定めるもの

2 前項の表の上欄に掲げる疾病(ロタウイルス感染症、インフル
エンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。以下この項におい
て「特定疾病」という。)についてそれぞれ同表の下欄に掲げる
者であった者(当該特定疾病にかかっている者又はかかったこと
のある者その他厚生労働省令で定める者を除く。)であつて、当
該掲げる者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で
厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の厚生労働省令
で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る定期の
予防接種を受けることができなかつたと認められるものについて
は、当該特別の事情がなくなつた日から起算して二年(肺炎球菌
感染症(高齢者がかかるものに限る。))に係る定期の予防接種を
受けることができなかつたと認められるものについては、当該特
別の事情がなくなつた日から起算して一年)を経過する日までの

	(略)
肺炎球菌感染症 (略)	(略)
(新設)	(新設)

2 前項の表の上欄に掲げる疾病(ロタウイルス感染症及びインフ
ルエンザを除く。以下この項において「特定疾病」という。)に
ついてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であった者(当該特定疾病
にかかっている者又はかかったことのある者その他厚生労働省令
で定める者を除く。)であつて、当該掲げる者であつた間に、長
期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるもの
にかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があるこ
とにより当該特定疾病に係る定期の予防接種を受けることができ
なかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくな
つた日から起算して二年(肺炎球菌感染症(高齢者がかかるもの
に限る。))に係る定期の予防接種を受けることができなかつたと
認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から
起算して一年)を経過する日までの間(厚生労働省令で定める特

間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る法第五条第一項の政令で定める者とする。

（A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る医療手当）

第十一条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 三万八千九百円

二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万六千九百円

三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万八千九百円

四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万六千九百円

2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万八千九百円とする。

（A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る障害児養育年金）

第十二条 （略）

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、

定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る法第五条第一項の政令で定める者とする。

（A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る医療手当）

第十一条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 三万七千八百円

二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万五千八百円

三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万七千八百円

四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万五千八百円

2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万七千八百円とする。

（A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る障害児養育年金）

第十二条 法第十六条第一項第二号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 法第九条第一項に規定する特定B類疾病に係る臨時の予防接種（以下「特定B類疾病臨時予防接種」という。）を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額
 - イ 別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「一級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 百二十九万八千四百円
 - ロ 別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「二級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 百三万八千円
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額
 - イ 一級障害児を養育する者に支給する場合 百六十六万九千二百円
 - ロ 二級障害児を養育する者に支給する場合 百三十三万四千四百円
- 3 (略)
- 4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十五万四千四百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十六万九千六百円とする。
- 5 (略)

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 法第九条第一項に規定する特定B類疾病に係る臨時の予防接種（以下「特定B類疾病臨時予防接種」という。）を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額
 - イ 別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「一級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 百二十五万八千八百円
 - ロ 別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「二級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 百万六千八百円
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額
 - イ 一級障害児を養育する者に支給する場合 百六十一万七千六百円
 - ロ 二級障害児を養育する者に支給する場合 百二十九万三千六百円
- 3 前項の規定による障害児養育年金の額は、別表第一に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。
- 4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十四万六千二百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十六万四千二百円とする。
- 5 障害児について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る障害年金)

第十三条 (略)

2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 特定B類疾病臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者
(以下「一級障害者」という。)に支給する場合 四百十五万三千二百円

ロ 別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者
(以下「二級障害者」という。)に支給する場合 三百三十二万二千八百円

ハ 別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者
(次号ハにおいて「三級障害者」という。)に支給する場合 二百四十九万二千二百円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の規定により特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されるときは、法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害児養育年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の額を控除して得た額とする。

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る障害年金)

第十三条 法第十六条第一項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定めるとおりとする。

2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 特定B類疾病臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者
(以下「一級障害者」という。)に支給する場合 四百二万四千八百円

ロ 別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者
(以下「二級障害者」という。)に支給する場合 三百二十一万八千四百円

ハ 別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者
(次号ハにおいて「三級障害者」という。)に支給する場合 二百四十一万四千四百円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

- 3
- イ 一級障害者に支給する場合 五百三十四万円
 - ロ 二級障害者に支給する場合 四百二十七万二千円
 - ハ 三級障害者に支給する場合 三百二十万二千八百円
- (略)

- 4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十五万四千四百円とし、二級障害者に支給する場合は五十六万九千六百円とする。
- 5 (略)

(死亡一時金)
第十七条 (略)

- 3 前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。
- イ 一級障害者に支給する場合 五百十七万五千六百円
 - ロ 二級障害者に支給する場合 四百十三万八千八百円
 - ハ 三級障害者に支給する場合 三百十万四千四百円

- 4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十四万六千二百円とし、二級障害者に支給する場合は五十六万四千二百円とする。

- 5 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とする。

(死亡一時金)
第十七条 法第十六条第一項第四号の政令で定める遺族は、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二項第一号イに掲げる者に支給する場合 三千六百三十万円

ロ 第二項第一号ロに掲げる者に支給する場合 二千七百二十万円

を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。

2 死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める順序とする。

一 特定B類疾病臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の遺族に支給する場合 次のイ及びロの順序（イ及びロに掲げる者のうちにあつては、それぞれイ及びロに掲げる順序）

イ 特定B類疾病臨時予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ イに該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二 前号に掲げる場合以外の場合 前項に規定する順序

3 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡前にその者の死亡によつて死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位となるべき者を故意に死亡させた者及び死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位の者を故意に死亡させた者は、死亡一時金を受けることができない遺族としない。

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二項第一号イに掲げる者に支給する場合 三千五百二十万円

ロ 第二項第一号ロに掲げる者に支給する場合 二千六百四十万円

二 第二項第二号に掲げる場合 四千六百七十万円
5・6 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る葬祭料)
第十八条 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の額は、二十一万五千円とする。

二 第二項第二号に掲げる場合 四千五百三十万円
5 前項の規定による死亡一時金の額は、予防接種を受けたことにより死亡した者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる同号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けた期間	率
一年未満	〇・九八
一年以上三年未満	〇・八九
三年以上五年未満	〇・七八
五年以上七年未満	〇・六七
七年以上九年未満	〇・五六
九年以上十一年未満	〇・四四
十一年以上十三年未満	〇・三三
十三年以上十五年未満	〇・二二
十五年以上十七年未満	〇・一〇
十七年以上	〇・〇五

6 死亡一時金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の死亡一時金の額は、第四項の額(前項の規定に該当する場合には、同項の規定により算定した額)をその人数で除して得た額とする。

(A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る葬祭料)
第十八条 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の額は、二十一万二千円とする。

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 (略)

2 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者 二百九十六万六千四百円
- 二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 二百三十七万三千六百円

(遺族年金)

第二十四条 (略)

2 4 (略)

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 法第十六条第二項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第二(三級の項を除く。)に定めるとおりとする。

2 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者 二百八十七万五千二百円
- 二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 二百二十九万九千二百円

(遺族年金)

第二十四条 法第十六条第二項第四号の政令で定める遺族年金を受

けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとする。

2 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族年金を受けることができる遺族の順位は、第一項に規定する順序による。

4 遺族年金は、十年を限度として支給するものとする。ただし、予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けたことによる障害について法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがある場合には、十年からその支給を受けた期間(その期間が七年を超えるときは、七年とする。)を控除して得た期間を限度として支給するものとする。

5 遺族年金の額は、二百五十九万四千四百円とする。
6～9 (略)

(遺族一時金)
第二十六条 (略)

2 (略)

5 遺族年金の額は、二百五十一万四千円とする。
6 遺族年金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族年金の額は、前項の額をその人数で除して得た額とする。

7 遺族年金を受けることができる同順位の遺族の数に増減を生じたときは、遺族年金の額を改定する。

8 遺族年金を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族年金を請求することができる。遺族年金を受けることができる先順位者の死亡により遺族年金が支給されないこととなった場合において、同順位者がなくて後順位者があるときも、同様とする。

9 遺族年金の支給の請求は、予防接種を受けたことにより死亡した者の当該予防接種を受けたことによる疾病又は障害について法第十六条第二項第一号の規定による医療費若しくは医療手当又は同項第三号の規定による障害年金の支給の決定があった場合には、その死亡の時から二年、それ以外の場合には、その死亡の時から五年を経過したとき（前項後段の規定による請求により支給する遺族年金にあつては、遺族年金を受けることができる先順位者の死亡の時から二年を経過したとき）は、することができない。

(遺族一時金)

第二十六条 法第十六条第二項第四号の政令で定める遺族一時金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。

2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。

3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百七十八万三千二百円

二 (略)

4・5 (略)

3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百五十四万二千元

二 遺族年金を受けていた者が死亡した場合において、他に遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡により支給された遺族年金の額の合計額が前号に定める額に満たないとき 同号に定める額から当該予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡により支給された遺族年金の額の合計額を控除した額

4 第三項第二号の規定による遺族一時金の支給の請求は、遺族年金を受けていた者が死亡した時から二年を経過したときは、することができない。

5 第二十四条第六項及び第九項の規定は、遺族一時金の額及び第三項第一号の規定による遺族一時金の支給の請求について準用する。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第三百七十七号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （削る）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条、第九条及び第十一条の規定は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、第二条、第八条及び第十条の規定は令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条、第九条及び第十一条の規定は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、第二条、第八条及び第十条の規定は令和五年四月一日から施行する。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の勸奨及び当該予防接種を受ける努力義務に関する規定の適用除外）</p> <p>第二条 改正法附則第十四条第一項の規定により適用する改正法第五条の規定による改正後の予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号。以下「新予防接種法」という。）第八条第一項及び第九条第一項の規定は、六十五歳未満の者（心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性的機能の障害を有する者その他の厚生労働省令で定める者を除く。）に対しては、適用しない。</p> <p>2 改正法附則第十四条第一項の規定により適用する新予防接種法第八条第二項及び第九条第二項の規定は、前項に規定する者の保護者に対しては、適用しない。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う場合における予防接種法施行令の規定の読替え）</p>

(削る)

第三条 改正法附則第十四条第一項の規定により新予防接種法の規定を適用する場合における第三条による改正後の予防接種法施行令(以下「新予防接種法施行令」という。)の規定の適用については、新予防接種法施行令第五条中「場所」とあるのは「場所、使用するワクチン」と、新予防接種法施行令第八条中「A類疾病又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。)」と、新予防接種法施行令第十条から第十六条まで及び第十八条の見出し中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種」とする。